

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 29 年度	次回見直し予定	平成 34 年度
条 例 名	神奈川県屋外広告物条例				
条 例 番 号	昭和 24 年神奈川県条例第 62 号	法 規 集	第 12 編第 5 章		
所 管 室 課	県土整備局都市部都市整備課				
条 例 の 概 要	屋外広告物法に基づき、屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件に関する事項、屋外広告業の規制に関する事項その他地域の景観形成のために必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害の防止を図るため、屋外広告物法に基づき屋外広告物の表示等に関する基準を定めているものであり、現在においても必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決で）	昨年度、屋外広告物行政の取組みを総合的に見直し、条例及び施行規則改正を行い、適正な屋外広告物の掲出が行われる内容となっている。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	屋外広告物の規制については、適用除外の規定を設けるなど、必要最小限なものといえる。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	「かながわグランドデザイン」第2期実施計画の重点政策の柱Vまちづくりの「活力と魅力あふれるまちづくり」の方向性に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	屋外広告物法に基づく内容となっており、憲法、法令等に抵触しないものである。			
その他					
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。	理 由 等 昨年度改正を行い、平成 28 年 12 月公布、平成 29 年 10 月 1 日施行となったため、運用上の課題は解決される見込みであり、現時点での改正・廃止の必要はない。			